

国 地 契 第 1 6 号  
平成 2 0 年 7 月 2 日

各 地 方 整 備 局 長 あ て

国 土 交 通 事 務 次 官

「工事における違約金特約条項の強化について」の一部改正について

標記通知の一部を下記のとおり改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「工事における違約金特約条項の強化について」（平成 17 年 9 月 28 日付け国  
地契第 17 号）の一部を次のように改める。

別添 1 第 1 条第一項第一号中「次号において」を「以下」に、「同法」を  
「独占禁止法」に、「第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行  
い、当該納付命令が確定したとき」を「第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条  
の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下  
「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該  
納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含  
む。）」に改め、同項第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除  
措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下  
「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定し  
たものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命  
令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命  
令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第  
3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活  
動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条  
第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反す  
る行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該  
期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付  
命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算  
の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提

出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

別添2第1条第一項第一号中「次号及び次項第1号において」を「以下」に、「同法」を「独占禁止法」に、「第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき」を「第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)」に改め、同項第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

別添2第1条第二項中「前項第2号」を「前項第4号」に改める。

#### 附 則

- 1 本通知による改正は、平成20年8月1日以降に入札手続を開始する工事の請負契約から適用する。
- 2 別添3及び別添4を削除する。

改正案	現行
<p>第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)が平成 年 月 日付けで締結した [ ] の請負契約(以下「本契約」という。)に関し、乙(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(注) [ ]の部分には、工事名を記入する。</p> <p>一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が<u>独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、<u>独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が<u>独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)</u>。</u></p> <p>二 <u>納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、<u>独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。</u></u></p> <p>三 <u>納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</u></p> <p>四 本契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)が平成 年 月 日付けで締結した [ ] の請負契約(以下「本契約」という。)に関し、乙(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(注) [ ]の部分には、工事名を記入する。</p> <p>一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。<u>次号において「独占禁止法」という。</u>)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が<u>同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、<u>同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。</u></u></p> <p>二 本契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>第2条 (略)</p>

改正案	現行
<p>第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)が平成 年 月 日付けで締結した [ ] の請負契約(以下「本契約」という。)に関し、乙(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(注) [ ]の部分には、工事名を記入する。</p> <p>一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が<u>独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、<u>独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が<u>独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)</u>。</u></p> <p>二 <u>納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、<u>独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。</u></u></p> <p>三 <u>納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</u></p> <p>四 本契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は<u>独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</u></p> <p>2 本契約に関し、<u>前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p>一 前項第1号に規定する確定した納付命令について、<u>独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。</u></p> <p>二 <u>前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。</u></p> <p>三 乙が甲に〇〇地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)が平成 年 月 日付けで締結した [ ] の請負契約(以下「本契約」という。)に関し、乙(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(注) [ ]の部分には、工事名を記入する。</p> <p>一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。<u>次号及び次項第1号において「独占禁止法」という。</u>)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が<u>同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、<u>同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。</u></u></p> <p>二 本契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は<u>独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</u></p> <p>2 本契約に関し、<u>前項第2号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p>一 前項第1号に規定する確定した納付命令について、<u>独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。</u></p> <p>二 <u>前項第2号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。</u></p> <p>三 乙が甲に〇〇地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。</p> <p>第2条 (略)</p>